

函館市事業仕分けの概要

平成24年8月19日(日)第2班

■日程確認, 傍聴者への注意事項

- ・ 進行役から説明

■2-3-1 縄文文化交流センター管理運営経費についての説明

- ・ 資料に基づき, 生涯学習部文化財課から説明

■2-3-1 縄文文化交流センター管理運営経費についての質疑

(F 委員)

担当課による評価ということで, 実施内容や手法の改善をしたいということで, 指定管理者制度の導入を検討すると担当課で評価しているのですが, 指定管理者制度になるとまずメリット・デメリットが出てくると思いますが, その辺の考え方をまずひとつ聞かせていただきたいのと, 指定管理者制度を使ったとしても, 結果的に受託事業者は変わらない訳ですよ。その辺を含めて, デメリット・メリットを教えてくださいなと思っております。

(説明者)

指定管理者制度になった時のメリット・デメリットについてですけれども, メリットについては, やはり市の職員が直接これにあたるというよりは, フレキシブルに対応できるということだと思います。一括して全部, 道の駅のほうも含めて全部管理する, そして地元との調整, これは地元に着した施設でありますので, 特に地元との連携ということもできるかなと思います。また若干, 費用的にも下がるなど見込んでございます。

デメリットというのは, 国宝の管理について, これがきちんとできるかどうかというところでございまして, デメリットという心配事ですね。これについてはやはり今の指定管理の中に, 文化財の保存科学を専攻した人間を入れておきまして, そこが中心にやっているんですけれども, その状況を見ながらというようなこととございます。指定

管理の団体については、今現在、函館市埋蔵文化財事業団、これはNPO法人なんですが、これが平成17年4月、平成16年の合併を機に法人化したんですね。元々の母体は平成元年に作りました、南茅部町埋蔵文化財団というものでございます。これが合併をきっかけとしてNPO法人となったということですが、ここは確かに調査、研究、それぞれ復旧活動の実績がございまして、今もドイツ考古学研究所という、これはドイツの外務省の直属の団体ですけれども、そういうところと学术交流しておりますので、かなり実績があります。ただ、縄文センターを全面的に委託していくとなると、その中でもやはり組織の拡充だとか、どこかとジョイントしたりとか色々なことがでてくると思いますので、まだまだここは有力ではありますが、このままでいくかどうかということはまだ未確定というところでございます。

(F 委員)

はい、ありがとうございます。

(B 委員)

道の駅の収支の関係なんですけれども、参考資料でもらった収入のところには入館料のみって書いてあると思うのですが、道の駅の関係の収支についてはどのように反映されているのか教えていただきたいです。

(説明者)

この道の駅については、このスペースを目的外使用ということで、全面的に貸して今、ひろめ荘というところが運営しているんですけれども、その収支になりますのでこれは今、市の中の収支に入っているようなかたちになっておりません。ただかなり的人数が利用してくれているようで、特に縄文ソフトクリームというのはかなりの売り上げがあるというふうには聞いてございます。

(B 委員)

それと入館料の金額なんですけど、個人で一般の方で300円ですよ。直接関係ないかもしれませんけど、奉行所だと500円ですよ。奉行所のほうはたくさん入館者の数も多いので、収益が上がっているようなのですが、この300円にしているというのは、他の自治体との関係もあるのかもしれませんけど、その辺をちょっと教えていただきたいです。

(説明者)

基本的に奉行所は博物館ではないので観覧施設ですのでいくら取っても構わないんで

すけれども、縄文センターは登録博物館で、博物館については博物館法の中で、公営の博物館については原則無料という決まりがございます。その中で但し書きがあつて、但し日常の維持に係る部分は最低限取ってもいいよということですので、それでぎりぎり300円にしたというような経過でございます。ちなみに同じ国宝の土偶を展示する是川縄文館は250円です。

また先程ひとつ答弁漏れがありました。道の駅の部分ですね。売り上げについては当然入ってきてませんけれども、そこはスペースを貸すお金といたしまして、行政財産の目的外使用として16,300円が月額でございまして、年額で195,600円が市の歳入になっているというところでございます。

(B委員)

最後にもうひとつですけれども、他の自治体との比較ですけれども、青森と長野の参考資料が出てまして、例えば24年の今後の確定した数字ではないんでしょうけれども、函館は入館者85,000と見込んでまして、23年の確定の数字ですと42,000とか44,000ですよ。事業費のほうも、1億1,000万とか9,400万とかなつてて、函館のほうは5,400万で、だいたい数字に開きがあるんですが、その辺のことを教えていただきたいです。

(説明者)

市立の博物館の平均だと、だいたい年間3万いくと成功しているというところですね。是川にしても、尖石にしてもそのくらいです。函館のほうは85,000と、ちょっと無謀な数字を入れてしまつてですね、ちょっと今身動きが取れないような状況になっているのですが、これはかなり厳しい数字だということは自覚しております。どこかの段階で修正をしていかなければならないと思っております。

(B委員)

では、事業費の金額のほうは。

(説明者)

事業費はですね特に委託の場合、若干赤字が出たりしておりますので、それは何とかその団体の中でやりくりしていただいたんですけれども、これについては精査をしていく必要があるかなと思っております。

(B委員)

ありがとうございました。

(D委員)

一番聞きたかったのは入館者数の85,000人で、どういうところからこの85,000を出したのかが聞きたかったのですが、今ちょっと聞いたのもありますので、まずやはり博物館、事業収入を優先とするか施設のあり方を優先とするかということで、いつもそれは話題になるところで、博物館そのものを考えた場合には、事業としての収入よりも資産というか教育的施設、そちらのほうを優先するほうがということが取られる訳ですが、この縄文文化交流センターのほうに今回の調書を見まして、博物館側から民間のほうに委託したほうが活力あるやり方というか方法になれるんじゃないかということをお伺いしましたが、数字的なところで聞きたかったのはこの85,000人という見込ですが、呼び込む方法としてどういうことを考えたのかということをお伺えば、例えば市内の生涯学習団体を呼び込むとか色々あったと思うんですが、この85,000人というものを考えた時に、どういうやり方をしてこの数字を出したのか、もし伺えれば。

(説明者)

まず、この85,000人という数字の出し方、これが非常に甘かったというか希望的な観測がだいぶあったということもあるんですけど、これは近隣の鹿部の間欠泉とか、観光施設の状況が8万代だったということもございまして。また、三内丸山遺跡などでは、30万人くらいの人達が来ているわけですけども、これは展示館プラス史跡を見に来る人達が、修学旅行の人達がかなり入っております。7割くらいが修学旅行だと思ってよいかと思えます。今この縄文センターには去年、国の史跡になって今年公有化を進めているのですが、垣ノ島遺跡というのがありまして、ここも今、世界遺産の暫定リストを目指しているところございまして、ここは整備をされていくとですね、縄文センターだけじゃなくて、縄文センターを観てそのまま史跡を散策するというようなかたちができれば、この80,000というのは実現できるというふうに思っております。将来的な目標ということで、わかっただければと思います。

また先程の施設のあり方、予算でいくか施設のあり方でいくかというところございましてけれども、まさにこの博物館というのは施設のあり方が重要なところございまして、特にこの施設は縄文文化というものをテーマにしてございまして。この縄文文化というのは、1万年以上も人が自然と共に生きてきた文化でございまして、これからの社会の中で、人と自然のあり方を考えていく、非常に良いきっかけになる施設だと思っております。またそこで人が来てくれることによって、博物館自体では黒字になるということとはなかなか無いと思っておりますけれども、地域のお寿司屋さんですとか喫茶店だとか地

場産品を買ったり、色々な地域総体として経済的にもプラスになっていくというかたちを目指していくというところでございます。

(D委員)

もう1点だけすいません。今はまだ教育委員会直営なので、市内の小中学校などが授業の中でそこへ行って勉強するというような動きというか、そういう方向性というのは今後ありますか。

(説明者)

今年はまだ実現してませんが、課外学習の中で例えば中学生になったら必ず1回、小学生の高学年でも1回ですとか、こういうかたちで函館の歴史の根幹にあたる部分ですので、これを学校教育の中で取り入れていただきたいと思っておりますし、教育委員会としてもそう考えております。

(D委員)

ありがとうございます。

(C委員)

これを建築する際に、どのような費用がかかってましたか。

(説明者)

建築と展示併せて5億8千万です。

(C委員)

5億8千万ですよ。今ひとつ目的に、人と自然のあり方を勉強するのに6億。随分高い授業料だと思いますけど、どのようにお考えですか。

(説明者)

6億というのが高いかどうかというところですけども、それはその人と自然のあり方だとか命の大切さを学ぶとか、こういう人材を育てていって、その人材がやはり函館を動かしていくというか、そうした基礎になっていく人材育成ですから、これについては高いというようには思っておりません。

(C委員)

そうですか。そうとうお金を持ってらっしゃる方で。函館にここで人としてのあり方と命の大切さを学んで、若者が残りますか。毎年1月から3月末までに3,500人の16歳から20歳までの若者がだまって函館から抜けていくんですよ。要するに、学校を卒業して優秀な子どもさんは進学します。地元には就職先が無い。それは、私が思うには、この

ような施設にお金が偏ってしまって、大切な行政サービス、要するに地場に若者を留めるという環境に、整備に資産がいかない、経済がいかないというひとつの私は一因になるような施設ではないかと思うのですが、どのようにお考えですか。

(説明者)

この縄文文化交流センターに関しては、発掘調査から始まって、そしてそれを整備していく、そして展示・活用をしていく、こういう一連の流れがあるわけですが、発掘作業自体がひとつの南茅部においてはかなりの雇用促進になっております。そういうところで育った人達が、今現在ここで普及活動をやっておりますので、ある一定の雇用促進にもなっているかなというところでもあります。

(C委員)

3,500人抜けている若者についてはいいんですか。一部の雇用を確保するために、このような経費の偏りがあるのではないかと私はそのように思うんです。学術的環境とですね、市の実際の財務環境とは、今のこの世の中は全く別に切り離して考えるべきだと思うのですが、どのように考えますか。

(説明者)

なかなか難しい問題ですけれども、やはり定住促進という中には、基本的にはまず地域を愛するという郷土愛が必要だと思います。これは街づくりの基本だと思います。そういう部分を担っているのが教育の役割であって、その郷土愛を育てていく施設にこの施設はなっていると思っておりますので、間接的には函館を離れないような、函館を愛する人達を、子供達を育てていくという部分では活かされているんじゃないかなと思っ

(C委員)

確かに大義名分的にいけば、白か黒かっていった場合にはですね、この施設っていうのは今、所管部局が言ったような通りだと思います。ただし実態をもう少し垣間見て教育委員会生涯学習部ですから、函館の地域振興というかですね、もっと科学的に数字を見ていただきたいなと思うんです。あと入館数の話になりますが、現場の右側のほうにブースがあるわけですね。左側に入館する人間の数を言っているんですね。

(説明者)

そうです。

(C委員)

85,000っていうのは私にとってはどうでもいい話なんです。将来のサイコロ振っているような数字ですからね。問題は23年の28,000と。1日70人位しか入ってないですね。これだけ6億いくらかけた施設にね。その辺はどのようにお考えですか。

(説明者)

冬場はちょっと少なくなってしまうと、それで夏場に集中しているという状況があります。定期的な団体とかを入れながら、冬場もある程度安定していくようなかたちに持っていかなきゃならないなというふうには思っております。

(C委員)

そうですね。それは通年の一年のデータがもう手元にあるわけですね。8月に一巡したわけですからね、そうすると冬場は入らないと、そしたら普通であればですね、民間感覚であれば入らないものは経費を圧縮するだとか、入らない時期だけ閉館するとか、というふうなことなんです。ただしここは道の駅というものがついているので、これがあることによってそれがなかなかできないということになると思うんですね。だからそれがなぜ道の駅とこういう教育施設が併在してしまったのかということなんですけれども。結局、科学的に月々の入館数を見ながらですね、営業環境を調整していくと、調整では利かなくなると思うんですがいかがでしょう。

(説明者)

道の駅の部分というのは切り離して考えても、受付のところで防火扉できちんと区別できますので、それは特に影響はしていないと思います。冬場については、ちょっと開館時間を短くして、若干ですが費用を圧縮しているような努力はしております。

(C委員)

わかりました。それとですね、職員3名いらっしゃいますよね。給料は、2,200万位、年間その3名に投じているわけですね。これは1人730万円で、この中で館長と副館長でしたか、いらっしゃいますよね。この方々は具体的に動きっているのは何をやっているのですか。

(説明者)

今3名が兼務ということで…

(C委員)

兼務というのはわかります。他の施設との兼務しているわけでしょう。では他の施設からも給料を貰っているのですか。

(説明者)

いえ、違います。市から一括で貰っています。

(C委員)

市から一括なんですね。ただそうになると、私が思うにはこれだけの給料を払っている方がですね、管理業務、総括業務ですよ。確か。たとえば、出納の事務をやったりしてのわけですよ。

(説明者)

はい、そういうこともやってます。

(C委員)

出納の事務とか他に何をやっているのですか。

(説明者)

博物館全体の責任を負うようなことをやってます。

(C委員)

責任というと、もし何か損害が生じたら私財をなげうってまで責任を取るような方ではないですね。地方公務員法と、地方自治法でいけば。そうですね。その方々にですね、そんな仕事をしている方に年間730万も払える函館市なのかと思うんですけどいかがですか。

(説明者)

これは兼務ですから縄文センターだけでなく、3カ所職場というかデスクがあるのですが、埋蔵文化財の通常の業務が南茅部支所でやっておりまして、それと本庁ももちろんそうですが、それと縄文センターとこういう3カ所でやっております。

(C委員)

なるほどですね。兼務であれば3カ所の業務をやっているというと、普通はですね外観的に結構仕事されているんだなと思いますよね。ですけれども、ふたを開けると管理業務ですから、要するに土を掘っているのは誰か職員であり、委託者であり、臨時職員でありですよ。その方というのは、土を掘るわけでもない。いざとなったら私財をなげうって責任を取るわけでもない。これは管理でしょうか、どうでしょうか。ただ、ポストがそこにあるだけで、ポストにしがみついて給料が出てるといふうにしか取られないんですけいかがですか。実働的に給料730万と、その業務内容を天秤にかけてみたらどうでしょうか。こんな方は結構いますよね、市の職員に。

(説明者)

埋蔵文化財に関してはですね、開発事業が色々ありますので、そういう中で試掘調査に行ったりいろんなことをやっております。発掘調査になると、原因者と調整をしたりとか、各種仕事がございます。

(C委員)

ですから私が言いたいのは、730万を1人に払うのであれば、ワークシェアリングをして、それを分解して、例えば今こういう時代ですから職に就けない人、あるいは生活扶助で母子家庭だとか、元気で勤められる人がいっぱいいるわけですよ。そういうところに給与代替えをして、均衡を図っていくのが普通的な考えではないかと思うのですがどうでしょうか。どうですか。多いか少ないか、ちょっとそれだけでも言ってください。多いと思いませんか。適正だと思いますか。それだけちょっと聞かせてください。

(説明者)

適正だというふうに思っております。

(C委員)

なるほどですね、わかりました。

(E議員)

調書の中の、事業の成果のところ、施設周辺の地域経済の活性化に貢献したというふうにかかれて、それが具体的にどういった数字だとか根拠があるのかということで追加でお伺いしたところ、ひろめ荘の人数が増えたというお答えをいただいたんですね。私はひろめ荘に宿泊したことがあって、別に交流センターが目当てではなくひろめ荘が目当てで泊まったんですけども、無料送迎のマイクロバスがありまして、帰りのバスで、ほぼ無理やりと言っては変ですけども、自動的に交流センターに連れて行かれて、そのバスの運転手さんが縄文文化センターの入場券を配り、しかもバスの中でぜひ縄文ソフトクリームを食べて下さいと宣伝まで行い、我々一応交流センターを観た後で、道の駅に行ってみたらその運転手さんがソフトクリームを作っているといった状況がありまして、正直ひろめ荘が頑張っているからこそ入場者数が増えているのであって、因果関係が逆だと私は感じたわけですね。施設の目的として、文化財保護とか研究というのを第1として考えるのならば、別に地域経済のこれを書くというのは蛇足というか、私は敢えて書かないほうが良かったのではないかと思うくらいなんですけれども。まずちょっとそこら辺、実はひろめ荘頼りというか、例えばひろめ荘のバスが帰り10人～15人

位乗って、365日で年間3,500人位だとして、その人達が自動的に入場者数としてカウントされているのではないかと。そういったところで、先程の85,000人もそうですけれども、見通しが少し心配だなというのがまず1点、その点についてどうお考えなのかについてがまず1点ですね。もう1点は、指定管理者制度の導入を検討されるということなんですけれども、私がお聞きする限りでは国宝を維持しているということもあって、簡単に指定管理者制度をここに書かれるのは軽い感じがするんですね。ですから状況を見ながらということでしたけれども、状況を見て具体的にどうしていくのかと、またはロードマップみたいなものをですね何年までに検討して、例えば指定管理者を入れる入れないの判断するといったロードマップみたいなものがあって検討されているのか、それとも何となく検討しているだけなのか、この点についてお伺いしたいと思います。

(説明者)

まず、ひろめ荘さんですけれども、確かに道の駅をひろめ荘さんがやっているというところで、入館者数は維持している部分はあるというふうに思っております。そして本来であれば、地域振興という部分は、いらない蛇足だったのではないかとというところで、確かにそうなんですけれども、やはり私は観光というのは教育の現場だという持論もありまして、新しい観光によって教育を推進していこうという部分がありますので、この館の中でプラスになるということは無いかもしれませんが、たくさんの方がこの南茅部地域を訪れてくれることによって、少しでも地域振興に寄与したいという思いからちょっと書かせていただいたというところでございます。

指定管理者のロードマップについてですけれども、これについては議会でも答弁をしているのですが、27年を目途に早ければ26年、少しでも早い方向を目指しているわけなんですけれども、遅くても27年を目途にということで合意しているところでございます。これについてはですね、やはり今おっしゃられた国宝の管理というのがございますので、国宝で指定管理をやっているところもありますので、そういうところや文化庁とも相談しながら、その中で管理している温度、湿度の状態がこういうデータですよということも、データを持った中で文化庁と協議して、それで指定管理の方向に進めていきたいと考えております。

(A委員)

道の駅の24時間のトイレと、それから道路情報の端末機の利用者というのはどのくらいあるものなのでしょうか。

(説明者)

入館者数のだいたい1.5倍位というのがトイレの利用者だということです。

(A委員)

時間帯はわかりますか。

(説明者)

時間帯はまだちょっと押さえてません。

(A委員)

それとですね、開館時間なんですけれども、今言われたように4月～10月と、それから11月～3月とでは時間を変えてありますけれども、午前9時ということの根拠というか、9時からの入場者数が多いのか、私が思うには9時という時間は早いと思ったんですよ。というのは観光業をやっているんで、だいたいお客様が来ている時間を考えますと、あちらに着くのが40分位かかるのかしらね湯の川でしたら。だとしたら30分位遅くてもいいのかなというふうに思って、お客様の側から考えると、5時は早いのかなとそういうふうに考えるんですけれども、その辺のところどういうふうにお考えなのかなと思います。

(説明者)

そうですね、利用者の動向なども調べながら特に冬の期間の開館時間のあり方について検討していきたいなと思います。

(C委員)

先程ですね、世界遺産の暫定に登録させるというお話がありましたけれども、世界遺産のプロセスの中でですね、イコモス委員会の審査っていうのがあると思うんですね。これはその候補が非常に安全な位置にあるのか、あるいは経済的にその自治体、地方が疲弊していないのか、5つ位あるはずなんです。私は調べて来たんですけれども。どうですか、ここのそばに泊原発もあり、福島例の事故もあり、そして函館も連結ベースで毎年100億円ずつの赤字が積み重なっているような状態の町で、イコモス委員会を通すと思いますか。

(説明者)

イコモスの調査は今のところ26年に来るといような予定でおりますけれども、特に安全性に関しては、全然問題になってはおりません。これは当然、文化庁を通して推薦書をあげて、そして文化庁がOKというところがイコモスにあげていきますので。

(C委員)

まあ、その前座ですからね。それとですね、先程の管理者の話に戻りますけれども、業務日誌というのは毎日つけられているのでしょうか。あったらお見せください。

(説明者)

業務日誌は委託のほうはつけているんですけども、直営のほうは特につけておりません。

(C委員)

なぜつけないのですか。それは、函館市民が歳費をみなさんに仮に預けて、付託をして正しく自分たちの税金が、国民の税金が正しく使われているのかどうかを判断する基準になる日誌ではないのでしょうか。それをなぜつけないのですか。職務怠慢ではないですか、どうですか。

(説明者)

委託側のほうで入館者数、それと来賓があった時は来賓、来客があった時には来客ということと、あとは温度・湿度の管理だとかそういうのはちゃんとデータを取っておりますので、特に直営の部分でつけることは無いと感じています。

(C委員)

やはり先程の給料が高いような気がするんですよ。それはちょっと余談ですけども。あとは、備品を購入する際だとか、業務を委託しますよね。燻蒸だとか殺虫剤をまいたり、お掃除だとか除雪ですね。

(説明者)

除雪は自分のところでやっています。

(C委員)

その業者を選定する際に、これは随契ですか。不用意な下請けを使ったってことですか。

(説明者)

いえ、清掃等はすべてちゃんと入札でやっております。

(C委員)

どういう入札ですか。公開入札ですか。

(説明者)

そうです。

(C委員)

いつやられてますか。

(説明者)

清掃に関しては23年8月やりまして、清掃は長期継続の契約を結んで平成25年の3月まで。

(C委員)

23年の8月ですよ。開業したのはいつでしたか。

(説明者)

23年の10月です。その他の委託に関しても、随契というのは基本的にはこの管理運営委託のみ、事業団さんへの委託のみであとは見積り合せによる金額の決定で随意契約ではないものです。

(C委員)

財務規定ですね、随意契約理由書というのを添付することになってますよね。これは添付されたのですか。

(説明者)

随契のものに関してはしています。

(C委員)

わかりました。

(D委員)

これから民営化を検討された場合の、道の駅関係の収入は年間19万3,000何がしですけども、同じようなかたちで民間のほうに流れるというかたちになるんですか。

(説明者)

民間からこちらの市の方にくることになります。これは市の建物を使う使用料ですので、それは市の方に入ります。

(D委員)

はい、わかりました。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行います。

縄文文化交流センター管理運営経費では「民営化を検討」が2票、「実施内容や手法の改善」が3票、「現行どおり」が1票であったため、判定結果は『見直しが必要（民営化を含む）』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

■2-3-2 箱館奉行所管理委託料についての説明

- ・資料に基づき、生涯学習部文化財課から説明

■2-3-2 箱館奉行所管理委託料についての質疑

(E委員)

担当課による検証ですと、27年4月から指定管理者制度に対して利用料金制度の導入とあるんですけども、現行だと基本的に儲かっているということですよ。実際に指定管理者制度に払う料金よりも、いわゆる入場料のほうがはるかに収入が多いわけですから、手放したらある意味もったいないというような考え方もできるわけですけども、もし指定管理の人に儲けてもらって、いっぱい観光客を増やす努力をしてもらって、その結果地域経済が潤って、市税が増えるのであればそれはいいんでしょうけども、まずなぜこの担当課による検証のこの点について、私が話した点について補足説明をお願いいたします。

(説明者)

追加資料の2ページ目に箱館奉行所の収支試算というのがついております。この資料のほうをまずご覧いただきたいのですが、初年度につきましては赤字というか、委託料に対して支出が多かったというか赤字になってますが、ただ収入は入館料収入が多い、ただ確かに言われるように5,000万ほど入館収入が多くなっています。この見込みでいきますと、実績・予算・計画Bの収支差引というものが黒字になるんですけども、見ていただければ2年目については3,500万、3年目につきましては5,200万、4年目には1,200万というようなかたちで収支が黒になっているというふうになります。ただ、指定管理

者制度利用料金制を導入した場合にですね、これはこれからの話の検討になるんですが、すべてを委託料というかたちで委託をするわけではないというふうに思っております。ですから9,000万ほど収入があるので、その9,000万をすべて委託料という考えではなく、その辺は調整をかけたうえで、検討をしたうえで必要な分を委託料というふうになりますので、その9,000万をすべてをかけることにはならないのかなというふうに思っております。

(説明者)

私のほうから若干捕捉させていただきたいと思います。まず指定管理制度なんですけれども、原則というか第一前提は利用料金制度の導入を前提に考えております。箱館奉行所の場合、この利用料金制度なんですけれども奉行所は現在黒字なんですけれども、理想的なまま収支のバランスが一番均衡しているのが理想的かと思います。利用料金制度になりますと、両者のインセンティブ効果が最大限に発揮できると、営業に投資した分、それだけ収入が増えると、収入が増えた分につきましては指定管理者の収入、収益となるという考えが利用料金制度となっております。箱館奉行所につきましては、色々な利用料金制度の手法があるんですけれども、今の状況でしたらそのままの状態でも可能なんですけれども、利用料金制度を導入することによりまして、民間の経営能力のノウハウを活かしまして、更なる営業努力が期待できる、かつ入館料もまた更に増える、また支出につきましても、民間のノウハウを活かしまして更なる効率的な経理、経営の運営を図ると、そういう収入の増加と支出の抑制のこの収支の差につきましても、収益の上がることになるものですから、その点を踏まえまして箱館奉行所につきましては利用料金制度を考慮した公募というかたちでしようとしているところでございます。

(E委員)

今の説明で余計わからなくなっただけなんですけれども、要するに料金制度を入れたとしても、入場料については全部が指定管理者の懐に入らなくて表現は良くないと思うんですけど、入るわけではないということですか。

(説明者)

先程言いましたけれども、入館料すべてを指定管理者への委託料に充てるというもちろんそういう考えもあるんでしょうけれども、それも含めた今後次回の候補時には検討をしいって、その収入のバランス、入館料についてどのくらいの委託料にしていいいのかというようなことも検討しながら次回決めていきますので。

(E 委員)

例えば今の段階で、指定管理者制度の管理者に対して、インセンティブを料金制度を導入ということで与えてその結果、指定管理者のほうも入場料を増やす努力をしてその結果、自分達の懐に入ってくる分も増えると、同時に市のほうにも入ってくる分も増えるといったシミュレーションみたいな試算というのは今の状況でありますか。

(説明者)

奉行所は22年7月にオープンいたしまして、今その辺も含めて全く収入がわからない、3年目になりますので2年間という実績はございますが、そういうのも含めて検証をしているという段階なものですから。

(E 委員)

それぐらいの状況をちょっと担当課による検証で料金制度の導入まで踏み込んでしまうのはちょっと根拠が少ないかなっていうのが正直な印象です。私のほうからは以上です。

(B 委員)

私のほうからは、維持補修費に関してなんですけれども、追加の資料の下の方に、27年度以降に見込まれる維持補修費というかたちで記載がありまして、31年度、10年目では畳取替等で2,500万、36年、15年目に関しては機械等の修繕で3,000万という記載がありますけれども、これはだいたい10年目、15年目ごとにこういった費用が発生するのではないかということよろしいでしょうか。

(説明者)

はい。

(B 委員)

それで数年に一度の大規模修繕の他に、収支に入っていないものとしては、22年度としては屋根の工事で50万、23年度は雪の被害等あった関係でしょうけども120万位ですか。そうすると大規模修繕以外では、何が起こるかわかりませんが、2～300万位維持補修費でかかるんじゃないかと思われていますでしょうか。

(説明者)

瓦につきましては、昨年またその前の年はかなり大雪がありまして、その重さと落雪によりまして瓦自体の被害、22、23年度につきましても、この瓦につきましては雪害のかたちになっております。なかなか毎年このような降雪量になりましたら、一応は取

替の修繕とかしておりますけども、雪の状況次第なのかなというふうには思っております。

(B委員)

それとですね、先程のE委員の質問と少し被るかもしれませんが、利用料金制というのは、利用料収入が全部帰属するのかなと思ったらそうでもないということですよね。今の利用料金制ではなくて、例えば民営化してこれだけ維持修繕の部分がかかるので、その分を賄えるように家賃として函館市が採算とれるようなかたちで、例えば年間1,200万とかそういったかたちで積み立てていけば充てられると思うので、そういうようなかたちで、料金は全部業者に帰属させて、家賃で徴収するとかそういう考えってというのは駄目なんですか。

(説明者)

指定管理者制に当てはまる、該当する項目がありまして、そういうのを見極めながら私共とすれば奉行所につきましては指定管理者制度を導入させていただいて、今のかたちになっているわけです。5年後については、利用料金制ですとかそういうものも検討しながら見直しを図っていきたいというのがありまして、それもひとつの手法だとは私も今お聞きしている中では、民営化というのも手法なのかなと今聞いてはいたんですけども、ただうちといたしましては、指定管理者制度の導入というのが市のほうでも、このことについては指定管理者制ということがありますので、そういうことで私共は指定管理者制ということを検討しております。

(B委員)

ありがとうございました。

(F委員)

先程の質問にちょっと被ってくるんですけども、雪害があつて瓦の補修工事をしたということですよね。22年度は瓦の補修工事で525千円位なんですか。22年度にできたんじゃないか。

(説明者)

22年度7月29日、22年の夏にオープンしまして、実際瓦が壊れたのは年度で言うと22年度で、23年の2月の下旬に、鬼瓦が割れて落下しまして、その補修工事の費用となっております。

(F委員)

わかりました。先程から利用料金制度のお話がちょっと出ているものですから、私も一案としてですね、B委員とちょっと意見が被ると思うんですけども、結果的に独立採算が可能な施設なものですから、今後は人の流れがありますので、じゃあ毎年毎年黒字を出すかというところちょっと難しいのかなと、市の直営ではちょっと難しい状態なのかなという感じがしますので、かえって民の方に頑張ってもらって入っていただいた方が、利用料金制度を導入してしまうよりは民営化して経営状態を維持していただいたほうが、市としてもメリットはあるんじゃないかなと思います。建物の家賃収入、賃貸収入というんですかね、それを市でいただいて、民意の方に入っていただくという検討も必要なのではないのかなという意見として申し上げます。以上です。

(A委員)

私もB委員とF委員と同じような意見なのでよろしいです。

(C委員)

資料の奉行所収支試算で、せっかく収支差引がプラスが続いているみたいなことを言われてきたけども、これは債務負担行為ですから、現年度化する段階で、調整弁として働くわけですから、マイナスには送らないような状態とかそういうものをつくることはできると思うんですね。これは別に収支がトントンで、良いこと悪いことって別に無いんですね。私が思うにはですね、これ5年間の指定管理者期間がありますよね。これはなぜ5年なんですか。なぜ長いんですか。

(説明者)

この5年間につきましては、函館市全体の公の施設の指定管理者制度全体で5年間というかたちで決まっております、それに準じて箱館奉行所につきましても、正確に言うと4年と8ヶ月なんですけども、その期間で設定しております。

(C委員)

これは平成17年の時に、函館市が公認会計士に包括外部監査を要求した資料なんですよ。これでいくと、外部委託について期間についてはふれているんですけども、極力期間は短いほうが良いというんですね。そして、予算についても短い間は常に洗って、前年度、前々年度、それと現況、全部加味しながら、とにかくスタンスを短くしながら調整していく、調整弁を常に細かく動かすということがですね、現に包括外部監査の資料でも指摘されているんですね。だから今言った5年間のところと言うのは、例えば法律で決まっているからとか何とかではなくて、今函館市が現時点でどういう財務状況にあるの

かをまず部局が察知をして、提案をするということの中で、こういう指定管理者の経費もゆっくりと落ちていくということになるのではないかと思うんですけど、このようなお考えというか発想の転換というを持つようなことは無いんでしょうかね。どうでしょうか、法律がこうだからずっとこうだと、条例でも例えば昭和55年の条例が今もずっと塩漬けになって履行されているわけですよ。こういうのっておかしいと思うんですよ、行政として。民間だったら常に単年度、単年度で常にレスポンス良く変えていくと思うんですけども、どうですかね。

(進行役)

まず、指定管理者と指定期間のお話が出ましたけれども、所管部局からのご説明もありました通り、まず市として指定管理者の手をあげていただくにあたって、職員の雇用の問題ですとか、それから事業計画、収支計画、安定した長期的な見通しを持ってしっかり業務にあたっていただくと、そういった観点から函館市として一定のルールと申しますか、原則公募であれば5年間、特例であれば3年間という一定の原則的なルールを設けているものです。

(C委員)

では私は包括外部監査報告書を見て、語っているということは絵に描いた餅なんですか。函館市は絵に描いた餅を評価されているんですか。市の職員が公の場でそういうことを言ってブレーキをかけるんですか。どうですか。

(進行役)

そういうことではなく、その件に関しては当然、市としても受け止めてはおりますが、今私が言いたいのは、この件を所管部局の方に色々質問をされても、所管部局のほうでお答えできない範疇になってしまうものですから、別な質問にさせていただきたいということですよ。

(C委員)

わかりました。ではちょっと角度を変えて。所管している部局が包括外部監査の、指定管理者の業者に対して日報を要求してますか。毎日、毎日要求をしてますか。なぜかと言うと、先程の事業の時にも質問しましたけども、函館市民は自分達の税金をみなさんに、部局に委託をして正常運営をさせると、少しでも経費を抑えたいということでこういうすべての制度が成立しているわけですけども、日報というのは常に短いスタンスの中で経営を把握する、営業状況を把握するために一番良いツールだと思うんですけど

も、それは要求されているのでしょうか。ちゃんと書いてますか、その前に。書いたら
今度見せてください。日報というのは義務付けられているはずですよ。

(説明者)

日報につきましては、当然指定管理者につきましては作成して、事務所で、奉行所で
保管しているというか、管理日報として当然作成、記録保管はしております。私共につ
きましては、それは日々報告は求めてはおりません。

(C委員)

その日報の保管場所というのは、業者の手元ではなくて管轄部局の手元で集めるのが
本当ではないですかね。そして見ていくと、指定業者がちゃんと自分達の趣旨、法律の
ようにちゃんとやってるのかということ、所管がちゃんと確認をして精査をしないと
ならないのではないかと、何のために管轄なのかと、関係部局なのかということかと、で
は黙ってやらせてるんですか管轄部局は指定業者に。そうではないでしょ、市民はそれ
では納得しないですよ。どうでしょうか。

(説明者)

私共の対応としましては、当然緊急事態、また不明な事態、不測の事態とかそういう
のがありますから、当然日報ではなくて電話で報告を受けまして、その都度指示したり
あとはその日は無理だとしましても、次の日とか現場に行って直接確認したりとかそう
いう対応を行っております。

(C委員)

そうすると緊急時だけ所管部局が動くって話なんですよ。ですけども、私は今この
包括監査報告書を見て、履行確認の証跡についてという欄があるんですね。受託者の提
出ですとか、業務報告書ですとか作業日誌等の委託者確認覧に施設長などが検印をする
ということになっているんですよ。これがたまたま、この時は重ねてないような話にな
っているんですけども、こういうところというのはしっかりとやっていかなければ、最
大の指定管理者の目的というのは揺らいでくるような感じがするんですよ。どうで
しょうか、1日1日見て、2人は高いお給料貰っていると思うんですよみなさんね。何の
ために貰っているかわからないじゃないですかそれなら。どうでしょうか。

(説明者)

まず報告の件ですけども、協定書の中で確かに業務報告書ですとか、日々何かあった
場合の対応ですとか、必要がある時は私共としてももちろん,,

(C委員)

必要がある時に行かなかったら意味ないよね。通常毎日の業務として、吸い上げてFAXさせるとか、そういうのを掌握していかないと、なかなか正常な運営というのは見えてこないような感じがするんですよね。時間がないので私のほうからはその程度です。

(D委員)

先程から言われている利用料金制度なんですけれども、これから指定管理を更新時について利用料金制度の導入を視野にとということなんですけど、私が考えて奉行所で利用料金制度を導入した時にどういうかたちとして出てくるのかなとずっと考えていて、それが上手く浮かばなかったんですけど、例えばこういうふうにやるんだってかたちで簡単に教えていただけますか。

(説明者)

あくまでも例えばで、他都市とか色々なさまざまなやり方があるかと思うんですけども、例えば旅行会社さんと、例えばどっかの団体のツアー会社が来ましたと。今は条例で料金が定められていると。そうになりましたら利用料金になりますと、どっかの会社の団体のツアーさんが200人連れて来ますと。ですから今の規定の料金より更なる値段を抑えてくれ、割引してくれとか、そうなりますと利用料金制度になると一時的には民間の収入になりますので、あとは収支の計算とか要は入館料を少し安くすることによって、それ以上の入館者が来ると、そういうかたちのそういう料金の設定というか、商売というんですかね、大きく言えばそういうような感じになります。

(D委員)

わかりました。

(E委員)

こちら側から民営化という話がちょっと出ているんですけども、例えば民営化ということについては、国や道からも補助金を貰って作った文化財的な施設ということで、色々制約ももしかしたらあるのかもしれないですけども、まず民営化を検討をされたのかどうか。具体的にされた場合、どういった問題だとか可能性があるかというのを検討されたのかどうか、可能性とか見解についてお伺いしたいと思います。

(説明者)

誤解して説明するかもしれませんが、奉行所の民営化っていうのは建物自体の所

有は民営という、そういう売却という意味ですか。

(E 委員)

いいえ、別に家賃とかそういうことで。

(説明者)

箱館奉行所につきましては、五稜郭全体の整備の中の中心的なもので国の補助の採択を受けて実施しておりますので、その中の建物なものですから民営っていうんですかね、あくまでも設置したのは公の施設として建てることを前提に、国もしくは道から補助を受けたものでございます。ですから売却とかそういうものについては。

(E 委員)

いえ、賃貸ということ。

(説明者)

ごめんなさい。賃貸については、賃貸って発想がですね…。

(F 委員)

要はテナントとしての建物を建てた時に、営業として中に入るっていうことはできませんよね。

(C 委員)

テナントは楽なんだよね、非課税物件だから。課税されないわけだよ固定資産も何も。そうするといいテナント先だよね。

(A 委員)

茶店みたいなのがありませんでした中に、あれはどういうのなんですか。

(進行役)

すいません。ちょっとまずは、E委員の質問に答えていただきたいと思います。

(説明者)

民営というのは要するに賃貸させて、賃貸収入を受けながら独自の営業努力でやっていくというイメージでよろしいんですか。

(E 委員)

もうちょっと具体的に聞くと、今回の我々の手元の評価シートの中に、民営化を検討という選択肢があるんですけど、まさに制度上可能かどうかについての見解を、ここに○をつけて我々は良いのかどうか、所管部局のほうで見解をお伺いしたいと思います。

(進行役)

まず所管部局からも今説明が入りましたけども、あの施設自体はもちろん市のものがありますので、市の所有のまま利用料金制度を活用しようが、例えば仮にできるかどうかは別として賃貸に出すだとかということをして、それはあくまでも施設とすれば公のもので、公営で行っているという扱いになると思います。

(F 委員)

その判断として、例えば私の判断なんですけども奉行所自体は市の所有でいいですよと、ただ中に入って営業していただく方は営業努力だとか、例えば旅行会社に話をするだとか、いろいろ努力をしていただいて、入館者数の増加とか現状維持ですよ。頑張っただけならば、黒字でいくわけですよ。

(進行役)

それはあくまでも、その中に入っていただく方をどうするかということで、奉行所自体は公の施設ということになりますので、地方自治法上その公の施設を包括的に任せられるのは、指定管理者制度しかないんです。

(F 委員)

では中に入るのも指定管理者で入っていただいて営業して行って、それであれば指定管理者でいくか利用料金制度でいくかのどちらかでしか選択肢がないということですか。

(進行役)

そこは利用料金制度も指定管理者制度の運営形態のひとつとして、指定管理者制度の中で、入館料収入が直接市に入ってくるのを代行制って言うんですけども、そうではなくて、入館料がそのまま指定管理者に入るのが利用料金制度というんですね。どちらも指定管理者制度の中の運営形態の違いなんですよ。

(F 委員)

その利用料金制度は、指定管理者のほうに直接入るといって制度になりますよね。その中からでは修繕費だとか維持費だとかいうのは調達できるんですか。

(進行役)

それはいろんなやり方があるんだと思うんですけども、そのまま全部指定管理者に収入を持たせて、その中で必要な修繕とか全部指定管理者がやりなさいと任せる方法と、先程から出てましたように非常に黒字が大きいとすれば、全部指定管理者にあげるわけにはいかないとすれば、例えばキックバック方式のようなかたちで、何%かは市に戻し

なさいとするのもひとつでしょうし、やり方とすれば色々あるのかなと思います。

(C委員)

例えば、短期間、短期間に指定すれば調整できるんですよそれは。それで市のほうも契約内容、契約設計を変えていったり、市のためになる、そういうことを言っているんですよ。

(F委員)

民営化を検討というところにもし〇をつけた場合、奉行所の建物は市の所有でも、中に入っている人は民営化できるのかなと思って。

(進行役)

そうですね。ここでイメージしている民営化っていうのは、完全に市から離してしまうというイメージで考えていただければいいのかなと思います。

(E委員)

〇で民営化検討だった場合、市のほうから国と道に補助金を返して、それで市のほうで売却して議会の議決を得てというくらいの感覚ですか。

(進行役)

そういうところであると思います。

(説明者)

補助金ですので、維持補修できないとか改めて手直しができないとかそういう制約がかかってくるんですよ。それで今、売却とかそういう話につきましては、補助金が入った中で想定もしていない話であって、そういうことは基本的にできないというふうには思っております。

(説明者)

補足なんですけども、五稜郭につきましては特別史跡で、土地の所有が国なんですよ。国の財産の中で、市は無償に貸与を受けて、公園として運営を行っているかたちなので、今完全に民営の建物となりますと国有財産の中の、なおかつ特別遺跡の中の民営の商売という観点となると、なかなか厳しいものもあると思います。あくまでも五稜郭につきましては、国の財産の土地の中の史跡で奉行所が設置しているというかたちになっております。

(E委員)

五稜郭タワーっていうのは入っているんですか。

(説明者)

あれは入っていないです。

(B委員)

収支試算のところで入館料の収入が4年目、5年目、25年、26年度で結構落ちちゃうんですけどもこれはどういった理由でしょうか。26年度ってたぶん新幹線の効果もあると思うんですけども、もうこの辺になるとみなさん飽きちゃって来ないとかそういうことなのでしょうか。

(説明者)

当初の計画がですね、その時まだ新幹線のはっきりした、まあ時期はわかっていたんですけども、まだはっきりした時期じゃなかったのが1点目になっております。ましては当時やはり最初はオープン効果等もございまして、徐々に少なくなっていくだろうというかたちで25、26年につきましては196,000人という試算をしました。

(B委員)

では今現在はどう考えているのでしょうか。

(説明者)

正直申し上げましてまだオープン効果、2年経ったものですから一概に数値がまだはっきりと見えない状況となっております。3年目につきましても予算上はこうなっておりますけども、今年につきましてはゴールデンウィークが雨だったものですから、かなりお客さんがすくないものもありまして、ちょっと今現在では当初計画の196,000人につきましては、さほど変わらないのかなと、あくまでも推測になりますけども、現在まだこのままの数字でよろしいのかなというふうに思っております。

(説明者)

当初の計画で、新幹線の開業年度が見えない中で作った、それでオープン当初はやっぱりオープン効果で人数多く、そして、平準化されるのかなというかたちで作っております。役所ですので単年度予算になりますので、これも予算を作っていく中で新幹線の開業部分ですとか、過去の入館者数の実績等を見ながらまた変更というのを加えていくでしょうけども、ただこれは当初計画ですので今言ったかたちで平準化されていくだろうというイメージで作っております。

(B委員)

これはあくまでも当初の計画でってことですね。

(説明者)

はいそうです。

(B委員)

はい、わかりました。

(C委員)

指定管理者の先は、しっかりした仕事をされる方だと思いますので、この仕事内容とは全然問題ないと思うんですよ。あとはコストパフォーマンスだと思うんですね。これだけ良い業態ですから、それをなぜ最初から指定管理者に投げてしまうかってのが私はちょっとわからないんですよ。当初から指定管理者が入っているんですよ。だからここは半々で役割分担するとか、先程の縄文文化センターのように半分直営だとか、半分こちらが委託するだとか、こういうふうな繰り返しというか役割分担を少しは考えていくべきではないかって感じがするんですが、どういうものでしょうね。

(説明者)

まず市の公の施設の指定管理者の導入の考え方ですけども、原則新設の建物でまず第一義的には指定管理者制度を導入するのが前提で考えておりました。縄文文化交流センターは、国宝の展示施設ですが、箱館奉行所につきましては、歴史的な建築物の復元の建物であり、建物自体が展示物で、なおかつ特殊というか日常の管理に市の職員がやらなければならない特殊性なものというのが特別なものですから、それでやはり民間企業の技術とかそういうものをお願いして問題ないということで、当初から公募による指定管理者の募集を行いました。

(C委員)

わかりました。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行います。

箱館奉行所管理委託料では「民営化を検討」が1票、「制度の抜本的な見直し」が1票、「実施内容や手法の改善」が2票、「現行どおり」が2票であったため、判定結果は『見

直しが必要（民営化を含む）』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

■2-3-3 亀田福祉センター管理委託料についての説明

- ・資料に基づき、教育委員会生涯学習部生涯学習文化課から説明

■2-3-3 亀田福祉センター管理委託料についての質疑

（F 委員）

22年度から利用者料金制ということですが、その前は市の直営ですか。メリットとしては、利用料金を取ると300万前後ですよね。経費として削減されているというのはわかるのですが、デメリット的なものを想定しましたか。

（説明者）

メリットの方が多いので、今デメリットと言われてもすぐ出て来ないが、今、委員がおっしゃったように、市が直営でやった時から比べると、1年間で383万円経費が節減になっておりますし、さっきご説明の中で申し上げましたように、これまでは夜は貸館の希望とかの申し込み受付していなかったんですけれども、今は申し込みの受付を夜間もしておりますし、そういう意味では今のところメリットのほうが多いのかなというふうに思っております。

（F 委員）

それであれば今後もこのようなかたちで推移していきたいということですね。建物自体が老朽化で40年経っているということですが、利用者の安全面だとか、新しく修繕しなければならない場所だとか、そういうデメリット的なものも出てくると思うんですよね。その辺について今検討されたところであるとお伺いしましたけども、具体的に何か案があがっていれば教えていただきたいんですが。

（説明者）

まだこちらでお話しするような、具体的な案はないんですけれども、ただ全庁的に公の施設の統廃合ですとか、そういうことを検討しております、その中でうちの亀田福祉センターが建ってから40年以上経っておりますので、まめに改修はしておりますが、

それでもやはり老朽化というそういう観点で、耐震とかの問題もありますので、そういうことについてはこれから今、検討に入ったところでございます。

(F 委員)

はい、ありがとうございます。

(B 委員)

事業内容のことでお聞きしたいんですけれども、調書の1ページ目の事業の実施のところで、亀田老人大学、子どもの体験学習の2つあるんですけれども、亀田老人大学についてお聞きしたいんですけれども、こちらは1学年80名で4学年ということでかなりの規模でやられていると思いますけれども、亀田福祉センターの事業の中でもかなりの位置を留めていると考えてもよろしいでしょうか。

(説明者)

はい、そうですね。亀田老人大学は、60歳以上の市民の方を対象にして毎年募集しているんですけれども、それで1学年80人で4年間ということで、入学式とかやる時には講堂に320人の方がお集まりになるんですけれども、毎週火曜日の日に講座を開いております、その他に運動会だとか大学祭、その他に自治会活動なんかもありまして、ですから亀田老人大学の正式な講座以外にも、自治会活動で、クラブ活動で会館を利用したりとかそういう利用が行われております。

(B 委員)

それで私もちょっと気になってホームページ等で調べさせてもらったんですけれども、函館の高齢者の対象の大学ってここだけじゃなくて、函館市高齢者大学、短期老人大学、それで高齢者大学のほうは1年間で300人ですか、短期老人大学のほうは2年間で60名これも2学年ですよ。それで開催場所の公民館だとか函館市民会館とか、問い合わせ先は亀田公民館だったり函館市公民館だったりっていう、こういう複雑な制度に見えるんですけれども、これって何かどういう趣旨でやられているんでしょうか。

(説明者)

まず函館公民館で函館高齢者大学をやっておりまして、これは1学年で300人、それから亀田公民館が市民会館で短期老人大学をやっておりまして、これは2学年だったんですけど、今年から1学年にいたしまして、やはり函館市の高齢人口が増えておりますので、2学年でも1学年に入れたい人が結構いたものですから、今年の短期老人大学は2年生と1年生が混在しているんですけれども、来年からは1学年だけで120人になる予定です。

おります。それで今、4年制を採用しているのがこの亀田老人大学だけなんです。それで入りたいと受講希望者が結構いますので、こちらも期間を短くして入りたいというより多くの人に講座を受講していただきたいというふうに考えているところでございます。

(B委員)

生涯学習として大事な役割だと思いますが、受講料は無料ですよ。自治会、クラブ活動費は有料ですけど。ですから受講料が無料になるとここで収益を上げて改善しようとしても無理だと思うので、支出のほうで効率化して支出を少なくするしかないと思うんですが、これを例えば私が勝手に思いつきなんですけれども、例えば今亀田福祉センターでやられている指定管理者って非常にうまくいっているようですので、ここで1ヶ所に集約してやるとかそういったことはできないでしょうか。

(説明者)

函館公民館でも、340人位の規模の講堂を持っていますので、地域的なものがありますから、1ヶ所に集約するよりは今、西部地区ですとか市民会館でやっておりますので、そちらは湯の川地区の方が参加できますし、亀田福祉センターのほうでは亀田地域の方が参加できるということで、地域が分かれているほうがより希望者に満足いただけるのかなというふうに思っております。

(B委員)

でもそれですと経費が3倍かかるわけですねそうすると。そういう問題があることですよね。わかりました、以上です。

(D委員)

まず平成21年度までは直営だったのですが、それ以降22年の時に、現指定管理者というところですが、この時には選定に当たっては公募で募集したと思うのですが、何件の公募があったかということですね。

(説明者)

4件ございました。

(D委員)

4件あって現指定管理者になったということで。亀田福祉センターは私もよく利用しますので、とても以前とは違って明るいイメージで、とても良くなったというところを理解できます。その他あと市民ニーズに係わってというところで、意見箱とか設置なき

っているという資料があったと思うのですが、利用者懇談会、ひとこと意見箱とあるということなんですが、その中にどのようなことが出ているとか、もし把握なさっていただければ教えていただければと思います。

(説明者)

最近の7月24日に開催しました、第5回利用者懇談会の中では、センターを利用しているサークルがいくつあるのかとか、これは25あるんですけども、それから書道で縦長の紙を先生に公表していただく時に、掛けるかなり背の高い衝立のようなものがあると助かるということで質問があったんですけど、ありますので、それは言うのであれば出しますよとか、駐車場を増やせないのかと、これについては建物の施設の範囲があって、今33台くらいのスペースで、新たに設けるとなるとそれは多額な費用がかかるので難しいですよってということですか、あと扇風機が各室に2台配置され助かっていると、ダンスの場合はそれでも暑いので壁付け扇風機を希望したとか、そういう結構細かい要望に対して指定管理者はこまめに対応して、備品を購入してすぐ対応するとか、例えば以前には講堂に上るのに、高齢者大学をやっているの、ちょっと足元が危ないとかいうのがあったので、移動式の手すりを早速付けたりとか、そういう意味では本当にまめに利用者の方の意見を聞き、即対応してくださっているというふうに思っております。

(D委員)

はい、わかりました。

(C委員)

私も事業仕分けに着手する前に必ずインターネットでホームページを見てみるんですね。唯一ですね、こちらのセンター長だと思ってしまうんですけども、顔が出ていたのがこの方だけなんです。私がさすがだなと思ったのは、顔が出せるくらいにやられているんですね、やっぱりね。それで1割前後、経費を節約されているのは、私は見事だと思いました。ただその中でですね、誉めてばかりもいられませんので、評価・質問のほうをさせていただきますが、まず入館者数と売上、収入、これの突合方法についてちょっと環境を知りたいんですけども、発券機などは入ってないですね。ここは受付式ですよ。

(説明者)

まず利用者から申し込みがあった時に、コンピューターによる市の予約システムがあ

り、それに入力しまして、そして申し込みから1週間以内にお金を払っていただくことになっております。その際は来館していただくということで、その時に職員が現金をもらい、さらに予約システムにお金が入りましたということを入力すると、申請書と領収書と使用許可書が出てくるんです。その申請書に利用者が申し込まれた使用日時とか金額とかが、よろしいですかということで確認させていただいて、その申込書に申込者が署名をするんですね。その署名を確認して、取扱印の判を押して現金をいただいて、現金は金庫に入れると。そして使用許可書については、取り扱い職員の判を押して利用者に差し上げると。それでその使用許可書は、センターを使用する際に持ってきていただくんですけども、領収書については領収印と現金取扱印の印を押して利用者に差し上げる、そういう流れになっておりまして、その経理担当職員とセンター長が、その申請書と現金を確認して、銀行に払い込んでおり、それでその現金の流れについては、現金出納簿に記載しているとそういう流れになっております。

(C委員)

ただ領収書を中心に考えた時に、ナンバリングですね、ずっと最初から最後まで領収書を追って行って台帳に付すまで、それがわかるようなシステムではないですよ。ナンバリングがないですよ、領収書には。

(説明者)

領収書は全部、予約システムから機械で出ますので。

(C委員)

予約と要するに領収が一緒になるということですよ。

(説明者)

はい。

(C委員)

わかりました。それとこの収支決算書を拝見して、経費部分でその他諸経費、事務雑費、ホームページ管理料とあるんですけども、これは結構150万ほどの額面なんですけれども、これは管理者が事務用品等を、備品等を購入するということを普通であれば部局のほうに申請するということになると思うんですね。財務経理の規定があると思うんですけども、これはどうですか。管轄部局として、指定管理者がこういう事情でこういう経過があるんですけども、購入の許可を貰いたいとかっていう話になると思うんですけども、それは全部関知しないでやっていただくような感じだったのですか。

(説明者)

基本的にはですね、指定管理者とうちとの間でリスク分担というものがございまして、20万円以上の大きな備品を買うときには、市が買わなきゃいけない物ですから当然、市への要望がきて、こういう備品が欲しいんだけど買ってもらえるだろうかというご相談をいただきます。ただ20万円以下の物については、指定管理者の裁量で、指定管理者の指定管理委託料の中で買っていただいておりますので、1件ごとにこれ買っていいですかとか、買ってはだめですかとか、そういう話はさせていただいております。

(C委員)

一応20万という枠が、そういう運用基準なんですね。わかりました。あとは、指定管理者が、例えば市民の税金を毎日正しく使っているかっていう算定方法というか、部局としてはどのような方法を実行されているのでしょうか。

(説明者)

当然、私達としては利用者がどれだけ増えているかと、それから市民ニーズがどうなのか、先程の利用者懇談会の報告などをいただいておりますので、それがどういう評価だったのか、それに実際に私達も現場に行くと、とっても良い雰囲気になっていて、正直申しまして特に税金が無駄に使われているとか、もっと使い道があるのではないかなということではなくて、指定管理料の中で一生懸命、先程も申し上げましたように、可動式の手すりをつけるだとか、演台が欲しいと言われれば演台を購入するだとか、施設が利用者にとって気持ち良くなるように努力をさせていただいてるなというふうに感謝しております。

(C委員)

例えば日計を書かれると思うんですよ。委託業者さんが日計を書いて、その日計の確認、吸い上げというのはどのくらいの期間にやっている、実際それは書かせているんですよ。

(説明者)

基本的には利用料金制ですので、使用料について日計を書いたものをもらうということではなくて、四半期ごとに実績とかこれだけの収入がありましたよとか、そういうことのご報告はいただいておりますので、そういう部分で確認しております。

(C委員)

そうですか。私の手元にあるのが、包括内部監査のコピーなんです。これに履行確認

の証跡についてというところがありまして、これは管轄部局が委託者、受託者を毎日チェックするというをしたほうが良いのではないかなということが書かれているんですね。要するに検印をするということです。

(説明者)

それは歳入に対する検印ということですか。

(C委員)

いえ、すべての管理業務全体のものに対してですね。ですから日報をきちんと書かせるようなことをされたほうが良いと思いますよ。13人体制でやっていると思いますので、各専門に書ける人がいると思いますのでね。まずそれがひとつです。あとは、センター長と副センター長が2名いらっしゃいます。これは業務内容を見るとセンター長、一番トップの方は総括管理と。総括管理というのは、私は裕福な時代の話であって、今はセンター長自ら副センター長をつけないで、要するに兼任でバリバリやっていただきたいと思うんですけどもこれはどうですか。

(説明者)

センター長は22年、23年常勤ということで、バリバリやっていたんですね。それで副センター長も育ててきましたので、24年度からはセンター長は非常勤になって副センター長を常勤にしたというふうに、そういう意味では人材育成をしながら世代交代を図っているというような状況でございます。

(C委員)

1人お辞めになるっていうことはできないんですか。どちらかがお辞めになるということ。

(説明者)

そういうことも将来的にはあるかなと思います。

(C委員)

将来的な考え方でね。

(説明者)

ですから、とりあえず非常勤になってシフトしていつているのかなっていうふうに思っております。

(C委員)

わかりました。それと委託期間の話ですけども、これは5年間でしたか。これは条例

に沿ってやられていると思うんですけども、この外部調査の結果ですね、意見が付されてますけども、委託期間は極力短くしていったほうがいいと。

(説明者)

市の制度で指定管理者は、3年と5年、その中で例えば公募の場合は5年、公募でもたまに3年のところもありますけども、今回は亀田福祉センターは公募で指定管理者を選定しておりますので、5年間の指定管理期間だということでございます。

(C委員)

なるほどですね。ただ短いほうがどうですか。掌握もできますし、例えば管理の内容が利益が出た時には、直接運営もできると、様々なことが短期間、短期間の中で立案と反省ができると思うんですね。

(説明者)

それは考え方かなと思うんですけども、例えば市の委託なんかでも清掃ですとか警備とか、これは委託期間5年間なんですよ。それはどういうことかと申しますと、人を雇うわけですから、ある程度の期間を安定的に雇用して、それで働いていただくということで、今回の指定管理者につきましても、例えば長期的なある程度の雇用の場と、それといろんな事業計画も短期間で考えるよりは、長期間で考えたほうがいろんなことができると思うんですね。初めの1年間はずっと館の全体の考え方、それからだんだん館の利用者とかニーズとかを把握していく上で、よりニーズに沿った事業展開ができるということ考えた時には、3年間は逆に短いんじゃないかなと、5年間くらいあったほうがよりニーズに沿った事業活動が展開できるのではないかなというふうに私は思っております。

(C委員)

確かにそういうことも一理ありますよね。ただ我々、事業仕分けの実施要領に効率化を進めるために無駄を徹底的に見直すというふうに言われてたんで、たまたまちょっと話をしてみただけです。どうもありがとうございます。

(A委員)

亀田老人大学の実施をされていて、すごく反響がよろしいということで良いと思います。これは料金をいただいてないということなので、今ちょっと計算をしてみたら、利用料金の収入が7,949千円、こちらですね計算するとこちらの料金体制のほうで全部使った場合には、だいたい1日2万かその位の計算になるんですけど、見てないという全部

負担にはなってはいないですよ。ということで今後、老人大学の方々に利用料じゃないんですけども、そういうふうに行っていくという可能性はあるんですか。

(説明者)

はい、亀田老人大学だけではなくて、先程申し上げました函館公民館ですとか、亀田公民館で実施している老人大学も受講料を取ってないんですけども、これは将来的にどうか、検討していかなければならないんでないかなと。それでアンケートなんかも取ってまして、受講料取った時にも引き続き受講されるかどうか、そうするとやはり6割位の方がある程度の負担はやむを得ないという、そういう声も多くございますので、近い将来受講料を取る方向で担当課としては検討しているところでございます。

(A委員)

はい、ありがとうございます。委託料26,573千円、こちら高いか安いかはちょっと私もわからないんですけども、少なくとも少しでも税金を使っているということであれば、やはりそういうところで少しでも、利用料ですし、こちらのほうを見ますとやはり下のほうでそれに係わって665千円という、これは他にもあるんでしょうけれども、別に経費が掛かっているわけですから、その分のだけでも割ってもらうような説明をされて、もらったりもう少しやはり暖房料もかかりますし、そういうもので理解していただければいけると私は思っているのですけれども、やはり使った以上はこれからますます老人も増えますし、お金が300円かかるから来ないとか、でも何でもどこかに行けばお金は掛かるわけですから、その辺を理解していただいて、やって収益を上げていただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

(説明者)

はい、おっしゃる通りですね。これまでずっと無料でやっていたということもありますので、一度に多額の負担は難しいにしろ、やはり適正な受益者負担をいただくということをお願いしてもいいのではないかと考えておりますので、なるべく早い時期に実施したいなというふうに考えております。

(A委員)

ありがとうございました。

(E委員)

大きく分けて2点質問がありまして、まず調書のほうで事業の目的・必要性和内容の、内容のほうで、指定管理者の業務として(1)～(5)まで挙げられてますけれども、こ

これは市のほうからのこういう業務をして下さいという指定をしたということによろしいでしょうか。

(説明者)

はい。

(E委員)

この書かれている通り、例えば(4)事業の実施に関することでアとイというのも文面で書かれていたということですか。

(説明者)

指定管理者は公募する際に、その指定管理者の業務としてこういうことをやって下さいと、それで亀田老人大学についても市の直営の時代から実施しておりますし、さらに子どもを対象とした体験学習授業についても実施しておりますので、それについても引き続き指定管理者にお願いしたいということでした。

(E委員)

それで、事業の目的のところにも市民の自主的な社会活動の促進、生涯学習の促進というふうに書かれていて、必要性のほうにも市民と書かれているんですが、確かに亀田老人大学は成功されているようで、しかも担当されている方がサークル活動等でセンターも利用するということは、ひとつは良く回っているのかなという気がするんですけど、その反面、業務実績シートのほうに、市の指定管理者に対する実績評価という欄があって、そこで子ども向けについてはあまり上手くいってないんじゃないかということが書かれていると、事業の目的が市民ということで、市民というと子どもから勤労者から高齢者まで全部含むわけなんですけども、どうも受益者が高齢者に偏っていて、本来の目的と整合性が合うのかどうか、元々の目的が高齢者福祉だけに限定するのであれば現在の制度は非常に上手くいっていると思うんですが、現実的に目的と実状が乖離しているのではないかという、それについて見解を伺いたいというのがまず第1点です。もう1点ありまして、担当課による検証ということで、先程口頭でもご説明ありましたけれども、今後は施設の老朽化ということもあり、公共施設との統廃合による効率的運営等々について検討に着手したと、着手されたところなんでまだ具体的な検討内容は出てきていないとは思いますが、現時点でどういった議論が成されているのか、そして見直しに着手するということは、見直しをいついつまでに行うといった行程表なりロードマップといったものがあるとは思いますが、それについてどういった状況になって

いるのか、現時点での状況をお教えいただければと思います。

(説明者)

まず、老人の使用に特化しているのではないかというようなお話がありまして、確かに亀田老人大学の学生が4年間いるということで、その中でどうしても人数も多いですし、そういうイメージもあるのかなと、ただ指定管理者と致しましては、先程申し上げました男の料理教室ですとか、その他にも色々と体操ストレッチの教室ですとか、色々な自主事業を行いまして、利用者の範囲を広げるための努力をしているところではございます。それと亀田福祉センターの建て替えの具体的なスケジュールということだったんですけれども、まだ実は亀田福祉センターも含めて、老朽化している施設を、建て替えてランニングコストを削減するべきだというそういう考え方もございまして今、関係課で打ち合わせ会議を持った段階ですので、まだ具体的なスケジュールですとか、内容ですとか、そういうことを今お話しできるような具体的などころまではまだいっていないところでございます。

(E委員)

ありがとうございます。ではもう1点質問を変えてお聞きしたいんですけども、今利用されている方々のニーズは吸い取られているのはわかりますけれども、実際正直高齢者が多くて利用しにくいだとか、実際に利用したんだけど利用できない、もしくはそういった施設があることもわからない、そういった潜在的な利用者のニーズをどうやって吸い上げて、かつ今後の統廃合だとか新しいセンターを建てるとかそういったことに活かしていこうかと、そういった取り組みをまず成されているのかどうか、成されているのであればもし何か結果が出ているのであればお教えいただきたく思います。

(説明者)

まだ新しい建物を建てるためのニーズ調査とか、そういうところまでは正直申しましていっておりません。それと亀田福祉センターの行事等につきましては、例えば市政はこだてであるとか、ホームページとかでPRをしているんですけれども、まだ足りないということであれば、もっとPRをするように指定管理者のほうに指導したいと思えます。

(E委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(進行役)

それでは、ひと通りご発言いただきましたので、その他でご質問ございませんでしょうか。

(F 委員)

先程、老人大学の授業料的なものは全部無料ということをお聞きしたんですが、その他で無料になっている対象事業はありますか。

(説明者)

子どもを対象とした体験学習授業ですけど、これは市直営時代から無料だったので、現状でも無料となっております。ただその後、指定管理者が独自にやっております、男の料理教室ですとか、気軽に体操ストレッチ講座だとか色々あるんですけども、そういったものについては材料費とは別に参加料をいただいております。

(F 委員)

そうすると亀田老人大学と、子どもを対象とした体験学習授業が無料ということですね。

(説明者)

はい。

(F 委員)

わかりました。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行います。

亀田福祉センター管理委託料では「制度の抜本的な見直し」が1票、「実施内容や手法の改善」が4票、「現行どおり」が1票であったため、判定結果は『実施内容や手法の改善』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

■2-3-4 借上市営住宅借上料についての説明

- ・資料に基づき、都市建設部住宅課から説明

■2-3-4 借上市営住宅借上料についての質疑

(B委員)

まず、借上料の算出根拠を伺います。合計で約3億円支払われていますので、単純に戸数で割ると1か月あたり約7万5千円になると思う。同種の賃貸住宅の民間の平均が8万円くらいになっているとのことだが、民間の相場もしくは民間を下回るような借上料の設定ということでしょうか。

(説明者)

借上料については、市が定めた「借上市営住宅借上料算定基準」に基づいて1住戸ずつの借り上げ料を算定しております。これは、そもそも国の公営住宅家賃を近傍同種により定める考え方に準じてまして、具体的には、土地と建物の適正価格に利回りを乗じたものに、建物の償却額と計画修繕費、損害保険料及び土地と建物の評価を加えて、さらにエレベーターの保守点検費用などを加えて算出してございまして、結果として、近傍同種と申しますか民間の相場になっているものと考えております。

(B委員)

わかりました。一方で借り上げ料が約3億円で入居者からの家賃収入が約1億円と言うことで、簡単なサンプルでいうと、入居者は相場の3分の1くらいの家賃で入居して、残りは補助を受けているという形になっていて、市の持ち出しとしては毎年約2億円となるということでしょうか。

(説明者)

いいです

(B委員)

西部・中央部地区で借り上げる理由としては、資料にもありますが、過疎化対策に一定の効果があったということと、もうひとつ土地の所有者に対しても受入の安定化ということが書かれていました。これは、入居率100%でしかも民間の相場で払っているのですから、確かに経営の安定化に繋がると思いますし、ちょっと考えられない制度になっていると思いますが、地主に対する支援・保護ということにも相当な意味合いがある

のでしょうか、この事業には。

(説明者)

住戸ごとに、借り上げ料を月払いでお支払いしておりますし、建設補助に関しましては、この借り上げ市営住宅のうち、廊下や階段、エレベーターなどの共用部分、外部の通路や緑地などの共同施設については、その整備費の一部に補助金が交付されています。この交付金額は、対象工事費の3分の2で国と市が2分の1ずつ負担しております。現在ある借上市営住宅12棟のうち、市街地再開発事業で行いましたベイコート末広と優良建物等整備事業で行いましたクレストコートの整備につきましては、この公営住宅法からの整備補助金は出ていません。この2棟を除いた10棟の平均建設費は1棟あたり4億2千2百万円ぐらいです。この建設補助費は、1棟あたり平均で6,240万円となっておりますので、建設費に対する補助率は14.8%となっております。

(B委員)

それとですね、西部地区の人口ですよ、過疎化の。こういった借上市営住宅ではなくて民間の賃貸住宅でも空き家対策ありますよね。西部地区のヤングカップル住まいりんぐ支援事業ですか。こちら、同様の趣旨だと思うんですが、こちらは補助金が非常に少ないですよ。トータル5年間で、1年目から3年目が1万5千円、4年目が1万円、5年目が5千円ということですが、こちらの方はあまり効果が無いのでしょうか。

(説明者)

ヤングカップルの方は、1年間で約140戸程度に補助しておりまして、予算額は1,600万円位だと記憶しておりましたけども、効果がないということではないと思います。こちらのほうは、公営住宅に入らないような、困窮者でない方を対象にしておりまして、あくまでも市場家賃から3万円を引いてその差額がたとえば、4万円となったとしても上限1万5千円という、定額的な補助なので、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で供給する公営住宅とは仕組み自体がもともと違うということがございます。

(B委員)

仕組みが違うんでしょうけれども、西部地区など民間の賃貸住宅も空いているところが多いと思うので、西部地区に住んでもらいたいのであればこちらの制度もヤングカップルに限定しないで、支援の額も大きくすれば、かなりの効果が上がるんじゃないかなと思ったものですから質問させて貰ったんですけども。

(説明者)

そういう意味ではですね、昨年の事業仕分けでもヤングカップルの制度が取り上げられまして、その中では、5年を満了しない方もおられて、定住率が悪いのではないかと
いった指摘もありましたので、これは確定ではありませんけれども、検討事項としては、
新婚カップルのみならず、子育て世代にも何とか支援できないか、というようなことで
検討はしています。

(B委員)

ありがとうございました。

(F委員)

借上期間20年間ということ、限られていらっしゃるんでしょうけれども、そのなかで
修繕費がまずどのようになっているのか。建主さんが負担しなければならないものか、
市の方で補助金を出すという形でやっているのか、それがまず1点。もう1つはですね、
借上期間20年間終わった後、当然住んでいる方もいらっしゃると思いますし、安い賃貸
料で入居されている方もいらっしゃると思うんですね。20年間終わった後は市の方で
どの様に考えているのか。更新するものなのか、そういったことをちょっとお聞きした
いなと思います。

(説明者)

1番目の建物の修繕費ということでございますけれども、お手元に配布してあります借
上料算定表のなかに、借上料に含まれるものとして、計画修繕費というものがございま
す。これは、戸あたりの建設費に0.96/100をかけたもの、これを12で割って月あたりの
借上料としていますので、当然、建物の修繕費に関しましては、事業者の方でやってい
ただく形になってございます。

それから、借り上げ期間が経過後の取扱いということでございますけれども、基本的
には現入居者に退居していただき、事業者との賃貸者契約を解除することになりますけ
ども、同時に、市には現入居者を他の市営住宅に住み替えさせるなどの義務も負うこ
とになります。住宅に困窮する低額所得者をそのまま退去させるというわけにはいきま
せんので、その住み替えの時点で、必要な市営住宅の戸数が確保できるかどうかとい
うことも問題です。また、西部地区に居住誘導等、定住化を図る為に、わざわざ西部地
区に設けた借上市営住宅ですので、そこから転居させることによって、人口流出がお
き、西部地区の疲弊を招くという恐れもありますことから、20年後の対応につきましては、
事業者さんとの話し合いにもなると思います。賃貸借契約の継続について、慎重に

検討しなくてはならないと考えているところでございます。

(F 委員)

現段階では、まだそこまでいってないということなんですね。今、管理戸数は333戸あると思うんですが、西部地区・中部地区の借上住宅を今後もまた増やしていくというような計画はあるんですか。

(説明者)

借り上げ市営住宅の今後の供給計画ということだと思いますが、先程も申し上げましたとおり、332世帯、939人も居住してますし、現在の西部地区の4.2%を占めていると。当初の目的であります、居住誘導と定住化の促進という意味ではもう果たされたのではないかと考えております。また、この西部地区にはすでに借上市営住宅を含めた市営住宅が17棟513戸、それから道営住宅が19棟499戸、それから、中堅所得者層向けの特定公共賃貸住宅が2棟62戸ございまして、合わせて38棟1,074戸が既に供給されております。こういうことを考えますと、公営住宅をさらに供給する状況にはないと考えているところです。

(F 委員)

ありがとうございます。

(A 委員)

仕分け委員に就任してから、はじめてこういうことを知りまして、ただ驚いたというのが私の感想です。ということはですね、平成12年から23年までの11年ですか、ここまですぐ増やさなきゃならなかったっていうか、人口は減ってると聞いているのに、何か計画があつてこうたくさん増やしていったんでしょうか。

(説明者)

先程も申し上げましたけども、まず、これ公営住宅なので、それを必要としている人、世帯がどれくらいいるのかということで、将来的な道営住宅・市営住宅を含めた公営住宅の供給目標を定めたうえで、それをどこに展開していくかということなんですけども、それを西部地区などの人口減少の著しい場所に、まちづくりとして活用してきたという側面がございます。委員は、人口減少が激しいのになぜ建てるのかという事だと思うんですけども、逆に人口減少が激しいので、中心市街地だとか景観資源である西部地区に人を誘導しようと、そういう政策でやっておりました。

(A 委員)

大体3名くらいですか、1世帯。

(説明者)

この借上住宅につきましては2.83人だったと思います。

(A委員)

西部地区は、結構小学生とか減ってますよね。それを増やすためについていうか、人口を増やすために計画されたんですよね、西部地区のほう。

(説明者)

どこの都市でもそうだと思うんですけども、人口は絶対的に減る方向にいつてるんですね。ですから、人口を増やすというところまではいかななくても、少しでも西部地区だとかそういう人口減少の激しいところを、何とかくい止めたいという思いがありました。

(A委員)

市民の税金でこういうことをやってるわけで、それなりの金額がかかっておりますので、他に方法が無かったのかなという思いがありまして、その部分を少しお話をさせていただきます。以上です。

(C委員)

この事業を始める前に、おそらく市場調査をされたと思うんですが、なぜ西部方面の人口が減少したのか、増えないのか、これはどのようにご理解されてましたか。そこがしっかりしなければですね、この事業の骨子というものが見えてこないと思うんですけども。

(説明者)

言いにくいことですが、市街地が拡大して行って、安い土地が供給されて、そちらに家を建てたりして住む方が多く移動していったというのがあります。

(C委員)

デベロッパーがね、開発して。確かにそれもありますけども、私、実は西部方面に住んでいるんですけども、2つ大きな原因があると思います。1つはですね、昔からいる大地主が、どうしても縛りを強くして自分の領域をなかなか他人さんに預けないということですね。物件移動させない、賃貸ばかりを優先して。土地の上に建っている賃貸物件がかなり老朽化している。今の現代人のニーズになかなか合わない。これが私1つだと思います。

それともう1つは、都市計画だと思います。こういうものにお金をかける前にですね、都市計画を緩和して、人を呼び込むような都市計画が無かったというように私は記憶してるんですね。それは、港湾分区というのがありますよね。ちょうどあるラインから港側を港湾分区、まあ、特区ですよ。これがどうしてもあるもんですから、1番風光明媚な水辺を見渡せる場所が、規制がかかっているんですよ。確かに国との絡みも色々あってなかなか解除できないというのがありますけども、そういうところをですね、条例を解除する、法律を変えることによって市財を投入しなくても人はどんどん張り付くはずなんです。それだけ魅力のある西部方面ですから、新たなデベロッパーが開発した新興住宅地、木が1本も生えていないようなね、コンクリートのラインがボンとあって、そういうところではないので、必ず直接建設方式で皆さん寄ってきて建ててくれる。この辺は全然当初の調査にはなかったんでしょうか。

(説明者)

都市計画、特に、港湾の分区の事につきましては、縦割りについては申し訳ありませんけども、都市計画自体は、私どもの都市建設部が扱っているんですけども、港湾地区に関しましては、港湾空港部が扱っております、分区の指定だとか、色々調整はとりながらやっていると思うんですけども、皆さん分かっているながら解除出来ないというのはそれなりの理由があるんだと思います。

(C委員)

国優先みたいなことですか。

(説明者)

すいません。そこまではちょっと存じあげておりません。

(C委員)

私、とある借上住宅に人を紹介しようと思ってその経営者に会ったんですね。そして、けんもほろろにですね、すごい鼻息なんですわ。要するに、よくよく話を聞くと、入れなくても金が入る、空き部屋でも金が入る、入れると古くなるっていうんですよ。何が1番大事かという、所管部局の方の建てた後の調査力が非常に大事だと思うんですよ。調査をして、空き部屋にも金が湯水のようにでてるんだと。ありましたよ、結構最初。ある程度になって入れるってなったかもしれませんけど、そういうのが多かったんですよ。だから、例えば定期的に市財がいつてるわけですよ。要するに、税金が向こうにいつてるって事は、今度部局の仕事としては、調査を入れてですね、中間をどの

様に把握するか。これをですね、定期的にどんどんやっていかなければならないんじゃないかと思うんですけどもいかがでしょうか。こういう事って実行されてますか。

(説明者)

借上市営住宅につきましては、委員がおっしゃってるような当初のことは存じてないんですけども、総じて100%の入居率をほこっておりますので、空き家にしてても儲かるっていうのは、事業者の資質によるというか、そこまではちょっと。

(C委員)

事業の陰にですね、そういう何と言うか1つの隙間といいますか、お金を使われる人に対して歪みをもたせるような事業だったのではないかなと私は思うんですけど。そして、住宅促進法が当時一緒に発令されて、西部方面の東側にですね、小学校があったんですけども、あれが2年以上空き家になってると遊休地と見なされるわけですよ。その遊休地になると、皆さんの上の団体から、おいなんか使えやとくるのが大体皆さんのかたちだと思うんですよ。それが、今の道営住宅を建てた1つの原因だと思うんですけどね。結局、入居スペースが過剰になってきてだぶついてきたということがあって、おそらくこの事業が途中で閉塞したということだと思うんですけど。どうですか。要するに供給過剰な部屋数じゃないですか。

(説明者)

借上市営住宅が供給過剰だという意味ですか。

(C委員)

公営住宅ですよ。公営住宅も後からどんどん押し寄せてきて、多くなってきてますよね、西部方面は。これは現況の話なのでいいんですけどもね。そういうものも、一応セーブしたり、調整したりするのが皆さんの部局ではないかと思うんですけど。どんなものでしょうか。そして、函館市民が市財を投入した事業が活かされるような、ブローキングをするのが部局の役目ではないかなと私は思うんですけども。言われたから全部建てますよというのでは、供給過剰になるのは市場論からいって当たり前ですよ。

(説明者)

今のお話は、公営住宅が他の地区に供給過剰だというお話でしょうか。

(C委員)

過剰になってきたという、比率がですね。

(説明者)

公営住宅はご存じの通り、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃でお貸しするという制度でございまして、政令月収が月あたり15万8千円以下の人じゃないと入れないとかたちになっているんですけども、この15万8千円というのは、国で決められており、全国の一般家庭の収入分位25%以下の家庭を15万8千円以下としているわけで、そういう面で見ますと、函館市は今、世帯数が12万世帯ございまして、簡単に言いますと25%、3万世帯は、市営住宅に入るような所得しかないということで、決して市営住宅があふれてるだとか、そういうことではなくて、本来であれば、もっと増やすべきなのかなと思っておりますけど、これから世帯数も減少するというなかで、これ以上は少し無理なのかなということで考えております。

(D委員)

今、色々お話を聞いてきたんですけども、要するに平成12年に始まった当初は、公営住宅がまだ足りなかったところで、西部地区や中部地区の人口の流失を防ぐためにその計画があったということですよ。それで、それをずっと継続というか、1年に2棟とか1棟を継続的に建ててきて、そのうちに大体足りるようになってきて、この平成20年以降は借り上げをされていないということによろしいんですよ。

(説明者)

はい。借上料は継続して払ってますので、制度自体はあるんですけども、平成20年以降は、事業者の募集を停止しております。

(D委員)

やっぱり停止しなければいけない状況という判断ですよ、市側もね。

(説明者)

地域別の人口世帯数の推移を見ますと、西部地区の人口は、昭和55年の国勢調査時に4万4千人だったところが、平成22年度の国政調査時では2万2千人ということで約半分になってしまっています。ただその間の増減率の推移をみますと、当初13%から14%の減少率だったものが、平成17年度くらいからは7%くらいの減少率に落ち着いてきていると思うんですよ。ほかの地域と比べてもほぼ横並びのようになっています。こうした状況がこのまま続いていくんだとすればですね、この地域だけ更に公営住宅を増やして手だてをしていく必要性はないのかなと感じております。

(D委員)

これ以降は必要がないという判断になりつつあるという感じですか。

(説明者)

担当部局としては、そう思っています。

(D委員)

わかりました。それを聞いたかったので。これ以降も続くのであれば、どうしようもないなと思いながら聞いていました。ただ、これを見たときに西部地区および中部地区においての人口流出を防ぐためとはいえ、これって誰の為にある制度なんだろうかといいことを考えていて、安い賃貸料で入居したいという方のためなのか、空き地を持っている地主さんの為なのか、建て主さんの為なのか、誰のためなのかなと思いつつ聞いていました。20年以降はそういう状況だということで、わかりましたので、結構です。

(E委員)

この事業の実施根拠について、調書の根拠法令等のところには、函館市営住宅条例および借上市営住宅制度実施要綱、そして事業の目的・必要性の欄には、「函館市公共賃貸住宅総合再生計画に基づき」というふうに書いてあると。西部地区であえて借上住宅を展開しなければいけない理由というのは、総合再生計画の方に書いていることであって、市営住宅条例とかの方には書いてあるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

(説明者)

この市営住宅条例というのは、市営住宅の管理のことについて規定している条例でして、この借上市営住宅を建てる建てないを規定したものではございません。出来た後の市営住宅の管理の仕方や入居者の選定など、そういう基準について規定しているものでございます。

(E委員)

西部地区うんぬんというのが出てくるのは、総合再生計画ということになると思うんですけど、そういう理解でよろしいですか。

(説明者)

はい、結構です。

(E委員)

そうすると、とりあえずその計画はいただいた資料によると、平成19年度までで一応終わってると。そうすると、今の借上住宅の制度というのは、言い方悪いですけど、ある意味惰性というか、延長線上に展開されている制度という理解でよろしいですか。

(説明者)

先程も申し上げましたけども、現在の除却予定で決定しているものも含めると、平成19年度の目標値7,280戸に対して、7,151戸ということで、目標に概ね達しているのではないかということと、偶然かどうかはわかりませんが、借上市営住宅の最後の棟を建てたのが、再生計画の最終年度であります平成19年度ということで、平成20年度以降は建ててございません。

(E委員)

となると、平成20年度以降の西部地区で借上住宅を展開しなければいけないというもつと具体的な法令だとか、政策だとかそういった根拠は無いように感じられますけども、そういった理解でよろしいですか。

(説明者)

そうですね。これから建設する予定はないということです。ただ、現に20年間は借りるということになっているわけですから、借上制度自体はそのまま継続されていくということで、ご理解を頂きたい。

(E委員)

はい。それだけお伺いしたかったのです。ありがとうございます。

(C委員)

この後ですね、新規が建たないとなれば、新規計画ではなくて、今度皆さんは、維持・管理というふうになると思うんですね。そうすると、仕事内容的にはですね、今までと比べると、相当圧縮した動きになると思うんですよ。そうすると、どうですか。部局としては、課としては、人材をもう少し合理化して行くというふうになるんですよ。どうでしょうか。

(説明者)

今市営住宅っていうのは、合併した4町村を含めまして6,195戸ございます。これらはですね、鉄筋コンクリートですと耐用年数70年、ブロック造平屋建てですと30年という決まりがございまして、とくに30年を経過している団地がたくさんございます。今後はですね、需要が少ない団地の統廃合も含めて、現に入居している方の戸数の更新・建て替えをしていくということで考えてまして、

(C委員)

建て替えを行っていくんですか。

(説明者)

借上市営住宅のように、最近建ったばかりの綺麗な建物ばかりではないんですよ。

(C委員)

わかりますが、たとえば函館の人口が、年間若者がどんどん3,500人ほど毎年だまって減っていく訳ですけども、以前30万以上いた人口が今や27万人台になろうとしています。それであるのにもかかわらず、また新たに建てるんですか。事業を停止するという考えはないんですか。

(説明者)

これからはですね、新規供給ではなくて、縮小する方向で進めるつもりですけども、当然、耐用年限も過ぎて、皆さん考えてるよりすごい劣悪な住環境、と言ったら怒られるんですけど、そういうところに住んでいる方もいらっしゃるわけですから、それは、行政として事業としてきちっと更新していくという義務は負っていると思います。人口も減りますし、世帯数も減っていく中で、今の戸数よりも、無駄に多くしようとは当然思っておりませんので。今住んでいて、不都合を生じている建物については、財政が許せば・・・の話なんですけれども。

(C委員)

そこなんですよね。財政が危機的だから我々こうした事業仕分けを行っているわけで。そのコメントを聞いたかったんですよ。わかりました。

(B委員)

借上以外の市営住宅なんですけども、入居率の資料を見ますと、借上以外の市営住宅では、政策空き家を除くほうでも、平成24年3月末で、管理戸数5,404戸のうち、入居は4,968戸ということで、436戸空いてますよね。これは、どのように分析していますでしょうか。

(説明者)

政策空き家は、老朽化が激しいために用途廃止を予定しているもので、現に募集を停止しております。これを抜きますと、平成23年度で管理戸数5,404戸で入居者戸数が4,968戸ということで、入居率は91.9%になりますので、8.1%も空いているじゃないかということだと思います。ここで、財政的なことを言うのは申し訳ないんですけども、早く修繕をして新たに募集をしたいと思う一方、なかなか、その修繕費が追いつかないということがありますし、地域によって人気のある団地、人気の無い団地もありまして、

募集をいたしますと、合併4町村では、応募者がいなかったり、一方で旧市内で新しい団地ですと、一戸の倍率が80倍以上になったり、そういう地域的なアンバランスもありますので、需要が少ない団地の統廃合を進めながら、戸数としては、縮小に持っていきますけれども、需要のあるところについては、建て替えを進めていきたいと考えております。

(B委員)

わかりました。ありがとうございます。

(進行役)

そろそろ時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行います。

借上市営住宅借上料では「廃止の検討」が4票、「制度の抜本的な見直し」が1票、「実施内容や手法の改善」が1票であったため、判定結果は『廃止を検討』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

■2-3-5 市営住宅等収納業務委託料についての説明

- ・資料に基づき、都市建設部住宅課から説明

■2-3-5 市営住宅等収納業務委託料についての質疑

(F委員)

事業費29,329千円で、滞納者に対する催告だとか、納付督促等をやってらっしゃるのですが、その金額に対して収納してきた金額が32,356千円と差引300万位しかプラスになっていないですよ。結局、3,000万円の税金をかけて、持ってくるのが3,200万であれば何となく意味が無いのではないかなという感じがするんですが、どうお考えですか。

(説明者)

平成23年度で言えば委託料が30,872千円に対して、収納額が32,356千円ということで、

差がわずか300万円ですから効果が無いのではないかというお話でございますけども、これはこういう使用料というのは原則、年度初めに市のほうで納付書を入居者だとか駐車場の使用者にお渡しし、それによって払っていただくというかたちになりますけども、支払いが遅れたり滞納されたりということで、なかなか払っていただけない方に対する納付指導ということで、時には直接収納員が自宅で納付書を交付して徴収していくというものが3,200万円ございまして、何回も何回も訪ねて行って、わかりましたと、それではお払います、では市からいただいている納付書で払いますっていう数字は、収納員が徴収したこの金額に表れてこないんですね。色づけすることもちょっと難しいんで、そういうものを含めると、この3,200万円では済みませんので、もっともっと成果はあるということで思っております。

(F 委員)

わかりました。ありがとうございます。

(B 委員)

私も聞きたかったのはそこだったんですけども、人件費とその他の事務費で分けて金額を書いていると思うんですけども、ここで言っている人件費というのは、先程冒頭の説明で6人体制とおっしゃってましたよね。主査、事務員、収納事務員ですか。その6名の金額の合計ということなんでしょうか。追加資料のほうには、住宅管理課の収納担当の体制というところで課長も入ってますし、収納員は道営住宅担当の人も1人入って5名というかたちで、8名体制と書いているんですけども。

(説明者)

こちらに人件費を示してありますけども、公社というのはこの収納業務だけではなくて、色んな事業をやっていますね、この収納業務の委託料が3,000万円ということで、確かにこの業務を担当しているのは6人なんですけども、公社自体の組織といいますか、会社で言えば営業部門があったり、経理部門があったりということもありますので、例えば庶務だとかそちらのほうの人件費も入っているとは思いますが。

(B 委員)

では6名の他も入っているかもということですか。

(説明者)

詳しくこれだけですよというのはちょっと言えませんけれども。

(B 委員)

では最低6名の方も入っているし、それ以外にも入っているかもしれないということですね。

(説明者)

はい。

(B委員)

それとですね、その他の事務費の内訳を追加資料でいただいているんですけども、その中の臨時雇賃金というのが市営住宅等収納業務と駐車場収納業務でそれぞれあって、市営住宅のほうは平成21年度に20万円、駐車場収納業務のほうは金額にばらつきがあって平均すれば毎年100万円以上支出されているんですけども、これはどういう内容なんでしょうか。

(説明者)

臨時職員の賃金も入っているということなんですけれども、年に1回家賃の通知ですとか、あるいは収入申告、一時的に繁忙の時期等がありまして、その時期に機械的な作業ですとか事務的な作業を臨時職員に行わせる場合があります。そういった分の賃金を計上しているところです。

(B委員)

この臨時雇賃金、駐車場収納業務のほうでは、平成22年度が極端に少ないですけど、この時は何か特別なことがあったのでしょうか。

(説明者)

お渡ししているのは、この公社自体の収納業務に対する決算書の写しというかたちになってございまして、実際に使われた費用については、発注側の市としては一項目、一項目ずつ承知する立場にはないのかなということで、答えられなくて申し訳ないんですけども、よろしく願いいたします。

(B委員)

わかりました。

(D委員)

昭和63年に、函館市が財団法人函館市住宅管理公社を設立したということなんですけど、今はたくさん事業があるんですけど、この時はやはり収納業務だけでこの公社を設立したんでしょうか。

(説明者)

昭和63年当時はですね、市営住宅の管理のみを目的として設立した団体でございまして、当初の事情によりますけれども、市営住宅はその頃は旭岡団地31棟592戸だとか、深堀団地の建て替え11棟227戸だとかですね、さらには田家A団地の建て替え事業で、20棟392戸の供用が始まりまして、市営住宅が大幅に増加する時期でした。市営住宅の管理、収納も含めてそれまで市が直営でやってきたんですけども、そういうような市営住宅の増加だとか、入居者の要望に迅速、的確に対応することが困難になり、その適正な管理に支障をきたす恐れがございまして、そのために特に管理上の問題でありました、維持修繕のサービスの遅延解消に適応した機動性だとか柔軟性を備えた組織を設立して、市営住宅の円滑かつ効率的な管理体制と確立を図ったということで、昭和63年度公社設立の時は、函館市住宅管理公社という名前のおり、市営住宅の管理とその収納業務をもっぱら専門に扱う団体として、市が設立したという経過がございまして。

(D委員)

はい、ありがとうございます。

(C委員)

事前確認資料で公社について色々列挙されているんですけども、2番目にですね、「長年公社に委託している具体的な理由」があって、サービスや効率性を向上させるために、公社のような市営住宅管理を目的に設立した公的専門機関に委託することが適切であると、これはこの通りだと思うんですけども、ただ次に、「公社に市役所OBは何人在籍しているか」という質問についてですね、実は13名本庁から、言葉がちょっと悪いですけども、異動してる、世間で言う下っているというかですね、天下り先にこのような業務を委託しているかのような誤解を受けるわけですね、この説明ですと。裏を返すと、天下りを助長するように、仕事を差し上げているというような誤解を受けるんですけども、これはどうですか。今後このようなパターンというのは、ずっと続いていくのでしょうか。

(説明者)

OBは何人在籍しているかということで、確かに13名おりますけれども、設立当初は市の職員そのものが出向していたというかたちなんですけれども、今は完全に市の職員は1人もおりません。たまたま昔職員だったものが、13名いるということでございます。

(C委員)

そうですか。でもこれを見ると、理事長ですとか、事務局長ですとか、企画管理課の

課長ですとか、結構上級職の方に位置してるんですけども、こういうのって非常に不自然な感じを受けるんですけども、まずそれが一点です。

それと部局のほうで、公社に収納業務を委託していると思うんですけども、公社のほうでは業務日誌を部局のほうに常にあげているのでしょうか。要するに、今日はこういう仕事をしましたよと、こういうのってどうでしょうか。書くことは書いても、業務日誌は公社の事務のほうで管理をして、その部分で保管しているとか。

(説明者)

ひとりひとりの個々の業務内容を報告ということは無いんですけども、例えば収納業務に関しましては、毎月何件、どのくらい徴収して来たかだとか、そういう報告は毎月受けております。

(C委員)

そうですか。その報告を受けて、例えば収納があまい月だとか、良く集めてきた月だとかあると思うんですけども、あまい月については何か御助言されたり、指導されたりしているのでしょうか。

(説明者)

一生懸命努力しても、100%徴収できるということは無いので、払える余裕もあるのに相談にも応じない、納付にも応じないという方については、市のほうで引き取りまして、法的措置を取って強制退去まで持っていっております。

(C委員)

そうですか。例えば時間帯でも訪問するといなかったと、そうすると時間外勤務になるじゃないですか、皆さんのほうは。足を運ぶとなれば。そういうことはしないんですか。そこまで追いかけて収納を完璧にしようというそういうことではないんですね。

(説明者)

公社自体では、滞納者1人ずつのカルテを持ってまして、何月何日何時何分にこういう電話をかけて、相手がこういう方で、こういう返答をもらったとか、それはその1人に対して何10枚にもなる資料はあります。原則、収納員に関しては午後1時から午後9時45分までという勤務時間ではありますけども、その後24時間体制で滞納者からの納付相談を受けられるように携帯電話を持たせております。

(C委員)

そうですか、積極的に。わかりました。

(E委員)

公社自体について追加でいただいた資料のほうは、いわゆる収支計算書の部分が付いてなくて、概要部分だけでちょっとこれだけでは公社全体のお金の流れがわからない資料にはなっていますけれども、ざっくり言うと公社全体について、受託事業だとか指定管理事業、収益事業といったところで収入を得て、ちょっとわからなかったのが自主事業というものなんですけれども、これについてはどういったところから収入を得てるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

(説明者)

配布させていただきました、公社の決算書の中の自主事業の一般会計ということで、このページでいうと5ページになりますか、27,158,273円ということで、これはですね、基本的に公社が自らやる事業ではあるんですけれども、例えばちょうどこの5ページの(イ)の住宅相談、こういったものに関して市から一部補助金というかたちで出しております。それから必要に応じては7ページの各種講座等の開催、こういった部分では必要に応じて実費徴収というようなことで、財源を集めて事業をやっているというふうに聞いております。一応これは自主事業ですけれども、市としてこれらの事業の中の一部は公益性が認められるということで、補助金の支出も含めた中で事業展開を行っているという状況でございます。

(E委員)

この自主事業について、2,700万円位かかっている、これをやるのに公社の人件費がどれくらいかかっているかだとか、今おっしゃられたように補助金で上手くしている部分もあるんでしょうけれども、ちょっとそこら辺が不明確なのかなという気がしました。なぜこれを聞いたかという、公社のそもそもの設立時の本来業務が、管理収納業務ということで出発しているのにもかかわらず、正直その公社とはあまり関係ないようなイベントだとか、動物ふれあいフェスタだとか、そういったものまでやられているのはちょっとびっくりしました。ですから考えようによっては、収納業務、管理業務にしても、こういった事業をやらなくても民間だとか、NPOに出せばもうちょっと安くできると、正直こういった事業をやるためにちょっと高めのお金を収納業務についても払っているのではないかと、そういった誤解を持ってしまうような事業に見えたので、ちょっとご質問しました。

あともうひとつは、ほかの委員からも出てると思うんですけども、長年公社に委託し

ている具体的な理由にあげられている件だとか、もしくは調書のほうの事業の目的・必要性と内容のところ、入居者に与える安心感だとか、公共性だとか、公平性だとか、効率性だとかいうことが出てますけども、今一般市民感覚において、例えば民間企業だとかNPOがこういったものを担った時に、公共性とか公平性とか安心感とか効率性が無いと考える市民はほとんどいないと思います。例えば事業仕分け、これまでの色んな自治体だとか政府におけるものを見ても、今回の事前確認事項に対する回答の2に示されたような項目に書いた、民間でも可能ではないかという質問とか意見は当然出るところだと思うんですけども、それにもかかわらず函館においては、公社でなければならぬのだという理由がもしございましたら、お教えいただきたいと思います。

(説明者)

公社では色んな事業をやってます、まず市営住宅関係で言えば、市営住宅の指定管理者ということが先にございます。この指定管理者は、入居者の募集から退去まで一連の業務を一括して管理しているところなんですけども、この業務の中で当然募集から始まりますので、入居者の収入だとか、家族構成だとかそういうものをデータとして持っているわけですよ。一方、指定管理業務に入らない収納業務については、ただ単に民間にやるってことは、管理業務をやっている公社の情報をつかんで、それを有効活用した方がずっと効率的だということも含めて公社に収納業務を委託しているということでございます。

(E委員)

そのお答え自体、私は批判とかではなくて、そういった今のお答え方も函館の市民に理解されるという自信があるのかと、ちょっと疑問が残りますけれども私からは以上です。

(F委員)

追加資料についてですけれども、公社全職員は平成24年4月1日付で118名となっているんですけども、決算報告の4ページ目ですと、平成24年3月31日付で87名となっています。これは書類的にどちらが正しいものなのでしょうか。

(説明者)

決算報告書の中には87名というかたちになっていて、私どもが追加で出したのが118名というこの差なんですけども、この118名の中には臨時の職員が入っておりまして、公社の決算の中では臨時職員が入っておりません。

(F 委員)

そうすると臨時職員は31名もいらっしゃるんですか。

(説明者)

そういうことです。

(F 委員)

わかりました。それともう1点、住宅管理課の収納担当の体制のなかで、勤務時間が書いてあると思うんですけど、収納員の方って1週間に5日の勤務で、5人の方が毎日のようにお金を払ってください、払ってくださいと行っていらっしゃるんですか。

(説明者)

公社はですね、市営住宅の他に道営住宅の収納業務も請け負ってまして、収納員5名のうち、市営住宅に係わっているのは4名なんですが、その者も勤務時間午後1時から午後9時45分ということで、日によりますけども5件から7件位は1日に訪ねて行っているということがございます。

(F 委員)

そうすると、普通に365日掛けると5件で4人ですよね。そういう数が払われていないから行っているということなんですか。

(説明者)

そうです。1人の家庭に何回も行くという例がありますけども。

(F 委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

それでは、判定結果の発表を行います。

市営住宅等収納業務委託料では「民営化を検討」が2票、「制度の抜本的な見直し」が1票、「実施内容や手法の改善」が2票であったため、判定結果は『見直しが必要（民営化を含む）』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。